

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和8年3月13日（金）午前10時～午後2時6分
（厚生・文教常任委員会、総務・産業建設常任委員会連合審査会開催中は休憩）

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 水野忠三 副委員長 堀江珠恵 委員 片岡健一郎
委員 谷平敬子 委員 大野慎治 委員 井上真砂美
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明員 市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、
教育部長 石川文子、総務部専門監 西山慎太郎
企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主
査 宇佐美祐二、協働安全課長 竹井鉄次、同統括主査 須藤隆、同統括主査 小
林久之、市民窓口課長 佐野亜矢、同主幹 寺澤顕、同統括主査 櫻井祥人、環
境政策課長 秋田伸裕、同清掃事務所長 浅野弘靖、長寿介護課長 浅田正弘、
同主幹 新中須俊一、同統括主査 石井陽平、学校教育課長 酒井寿、同学校給
食センター所長 佐藤さとみ

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第6号	岩倉市犯罪被害者等支援条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第7号	岩倉市学校給食応援基金条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第8号	岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第11号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	賛成多数 原案可決
議案第13号	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第14号	岩倉市介護保険条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案第 15 号	岩倉市印鑑条例の一部改正について	全員賛成 一部採択
議案第 16 号	岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	賛成多数 原案可決

厚生・文教常任委員会（令和8年3月13日）

◎委員長（水野忠三君） 定刻になりましたので、始めたいと思います。

皆様、おはようございます。ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案8件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎市民協働部長（伊藤新治君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまお話がありました、本日お願いしております案件は8件、うち2件は新規の条例制定となっております。

グループ長以上が出席し、丁寧な説明に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第6号「岩倉市犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） この条例なんですけれども、制定理由に犯罪被害者等が住み慣れた地域で再び日常生活を取り戻せるよう、身近な自治体として必要な支援を総合的かつ中長期的に実施することで市民の安全・安心な暮らしの実現に寄与することを目的に制定するものとありますけれども、この犯罪被害者等ということで、最近でもあったんですけれども、交通事故で家族を亡くしたりした人もこの被害者になるんでしょうか、お尋ねします。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 今御質問にありました交通事故、交通犯罪による被害等も当然支援の対象にはなります。

◎委員（谷平敬子君） 交通事故というのは、全ての交通事故で亡くなった方というふうに思っているんですか。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 犯罪被害者等支援においては、全ての交通事故で亡くなられた方に対して支援は行わせていただきます。以上になります。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センタ

一長（竹井鉄次君） 少し付け加えさせていただきますと、まずは被害に遭われた方御本人の御意思というところは尊重させていただきます。それによって、支援をさせていただくかどうかというところは判断をしていく部分だというふうに思っております。

それから支援金ですね、そちらのほうの給付につきましては、過失だけではなくて危険運転致死になるようなそういう運転、そういうものが対象となるということですが、寄り添った支援という意味では、全ての案件、御本人さんが、被害に遭われた方がお申出いただければしっかりと寄り添った対応をさせていただくというようなことになってございます。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

もう一つ、主な制定内容ということで今の話も聞いたんですけれども、途切れることのない支援の提供というのは、どういった感じの支援の提供をされるのかをお聞かせください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 途切れることのない支援につきましては、事件発生からの初期は警察さんのほうからの当然被害者周辺のパトロールであったり、そういった生活の支援を行っていただくことがございまして、それに続き中期的なところで市役所による支援、生活のお困り事を聞かせていただいたりといったところの支援をさせていただき、その後、中長期的なところにつきましては、関係団体に当たるようなNPO法人等に私どもがおつなぎすることによって途切れのない支援ということで、事件解決までの生活をサポートさせていただくというようなイメージになると考えております。

◎委員（井上真砂美君） いろいろ読ませていただきますと、必要な支援を受けるための手続は窓口設置とありますが、どのように行うのか。被害者が申請するというところでよろしいのか、お聞かせください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 令和8年4月からこういった対象になる被害者の方につきましては、警察さんから事前に情報提供をいただく形になります。そういった方につきましては、こちらからお声がけすることで出過ぎた支援という形になることもあり得ますので、基本的には情報提供はさせていただき、こちらのほうで把握をした上で、御本人さんからの困り事といった形でお声を上げていただいた方については丁寧に対応させていただくという形の支援を行わせていただく形になります。

◎委員（井上真砂美君） 支援は、先ほど出過ぎた支援という言葉聞いたのでちょっと、出過ぎたというのはどういうことかなと思うんですけれども、支援の程度というのはどう審査していかれるのか、審査機関はあるのかなど

を教えてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 支援の審査につきましては、先ほど言った情報提供があった段階で、愛知県によりまず犯罪被害者支援コーディネーター等とも御相談をさせていただいて、どのような支援を行っていくことが適切なのか、相談しながら進めさせていただくこととなります。

出過ぎた支援といったことにつきましては、ごめんなさい、その方の状況に応じて、すぐに支援を求められない方、今はまだ動けなくてそっとしておいてほしいというような方もお見えだと思っておりますので、そういった方に対して、こちらのほうから積極的にアプローチをすることでその方の御負担になってもいけないということもありますので、御本人からのお声かけをお待ちするような形が基本になると考えております。

◎委員（井上真砂美君） もう一つすみません。読ませていただきますと、地域特有の事情に応じた具体的な支援というようなことが書いてありますので、地域特有の事情というのがちょっといま一步難しいと思うんですけども、教えてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 地域特有のといえますと、地域によって存在する地域支援、社会資源といったものは様々になってくると思えます。そのところで、岩倉市にある地域資源を活用してその方をお支えさせていただくことで、結果として地域特有の支援といった形になっていくのではないかと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） 幾つか確認させていただきます。

先ほど谷平委員のほうからも質問がありましたけれど、第3条の3項で支援を途切れることなく提供とありますけれども、例えば支援金の場合で考えると、日常生活が送れるようになるまで途切れることなく支援金を提供されるという解釈になるのか、支援金についても途切れることなくやっていくのかというところを確認させていただきたいと思えます。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 御質問いただきました支援金につきましては、一度きりの支給となります。ただ、こちらは市のみでなく、県からの支給等もあるので、金額等については市が支給するものだけではないので、ちょっと大きな金額になるのかなとも考えております。

◎委員（片岡健一郎君） 分かりました。ありがとうございます。

では、第8条の2項なんですけれども、8条の2項では、市は犯罪等に日常生活を営むことについてということで、ここにも日常生活に必要な支援をとあります。保険のようなイメージを持つんですけど、どの程度のものなのかとか、物すごい補償を想像してしまいますけれども、少しでも経済負担の

軽減が図ればよいという程度のものかどうかを確認させてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 支援といいましても、様々な形があると思います。先ほど金銭的な支援といったところもございましたが、様々な支援といったところで、その方が心身疲弊しておりまして、窓口において必要な手続をこなしていくことが困難であったりすることもございます。そういった支援につきまして、私どもが寄り添って一緒にお手伝いをさせていただくといったサポートであったり、ほかNPO法人だったり民間団体等を紹介させていただくことで、その方が抱える負担といったものを少しでも和らげられるような支援を想定しております。

◎委員（片岡健一郎君） 分かりました。

では、ちょっとすみません、細かくいきますけれども、第10条ですけれども、10条が市は犯罪被害者等支援に従事する人材の育成を図るためということで記述がございます。必要な施策を講ずるとありますけれども、この施策というのはどのようなものになるのか。例えば議員研修とか、そういうものになるのか確認をさせてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 人材育成のためにといったところで、基本的に考えられるものは、愛知県であったり警察等が実施する研修に職員が参加することで支援の基本を学ぶといったところもちろんございますし、市民に対しまして、先ほども申し上げました犯罪被害者支援コーディネーター、愛知県に配置されております人材と協力し、職員向けの研修を市が実施するといったことも想定しております。

◎委員（片岡健一郎君） 分かりました。

現在も、総合的な窓口というのはあると思います。また、防犯のネットワーク推進会議などの取組もあると思いますが、今回の条例が制定されたことで何が変わるのかというところを確認したいと思います。被害者への支援は手厚くなると思いますけれども、それ以外にどうかといったところを確認させてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 現在も、市役所、協働安全課が総合的対応窓口といった形でそういった方がお見えになれば対応させていただいておる状況にあります。条例を制定することによって、職員の意識、また市民の意識も変わりますというところが大きな狙いになるのかなと思っております。必要な施策の面では、繰り返しにはなりますが、支援金だけでなく、犯罪被害者支援に係る啓発等も高まってくるのかなと思っておりますので、そういったことを手厚くというよりかは、今あることをよりしっかりとといったところという認識になっていくのかなと考えております。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、最後です。

今、市民への周知というか啓発という部分もあるというふうに答弁ありましたけれども、岩倉市には安全安心なまちづくり推進条例という条例がございます。こちらの内容に追加するという形ではなく特化条例としたのは、先ほど答弁があったような啓発も含めてということによろしいか。特化条例とした理由がほかにもあれば、御答弁をお願いします。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 先ほどの安全安心なまちづくり推進条例につきましては、制定の経過としまして、平成16年、安全・安心なまち宣言というのが岩倉市で宣言しております。それが、宣言自体が平成15年、犯罪閣僚会議における犯罪に強い社会の実現のための行動計画によるものでして、今回の犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等基本法に基づいて制定をさせていただきといたところで、ちょっと元となる部分が違うのかなといたところもあるので、特化条例といた形で制定させていただきところもございます。

◎委員（大野慎治君） 第5条に、ちょっと全文読みませんが、市民の役割が入っているんですね。これって新規条例で市民の役割が入っていると、市民の方にどうやってこの役割があるよということを御理解いただくのか、その部分というのはどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 市民の役割といたところで、そういった犯罪被害者の方に配慮をいただきたいというところにはなるんですが、当然市のホームページでしたり、広報紙での啓発をはじめパネル展等ですね、昨年度、犯罪被害者支援企画といた形でイベントも開催させていただきました。それと併せて、同じくNPO法人様と協力をさせていただいて、犯罪被害者に係るパネル展等も今後企画をさせていただいて、市民向けの周知、啓発といったものを図っていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも質疑が出て、今も幾つかの質疑が出た中で、ちょっとなかなかいろんな判断がどのようにされていくのかなといたところが非常に難しいところです。本会議の質疑の中では、県が令和4年に条例ができて、コーディネーターが今年度から配置されて、だから恐らく県の条例の下で、各市町でも県内では17市町村と言ったね。だから、県の条例の下で、いろんなところの地域の自治体が動くというかな、そういうようなイメージを持っていたんですけど、だから岩倉市で独自に、この人はこの人という形での判断ができるのかなといたところが非常に難しいところだと思います。例えば、先ほどの質疑の中で、交通事故も対象になると言っていますよね。だけど、支援金は犯罪というか、いわゆる過失がないと10というこ

とになるんですけど、非常に幅広くてつかみどころがないというかな。本当に担当課がそれで大丈夫なのかなというふうに思っちゃうわけですけど、どうなんでしょうか。要するに、やっぱり県の条例に基づいた形で対応するということと、市民から相談があった場合はそれに対応するというので、そういう内容になってくるのかというところをちょっと最初に確認させてください。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 対応につきましては、まず先ほども少し触れさせていただきましたが、御本人の意思尊重というところがあります。それから、犯罪性のあるものについては、4月からは御本人が望めばという条件はありますけれども、警察から情報提供があり、僕らのほうからアウトリーチすることもできるということになりますけれども、あとは、犯罪じゃないけれども同じような境遇に置かれた方にどうするのかということですよ。そちらにつきましては、それもやはり御本人からそういう困っているという意味があれば、私どもで総合的に御相談をお伺いしながら、それぞれの施策のほうへおつながりできるものなのかどうなのかとか、そういった辺りについても相談をしながら、全庁的にもこの条例の設置によって認識もそれぞれの担当課も変わってきているだろうというところではございますので、そういった庁内の横連携というところをしっかりとしながら対応させていただくのはもちろんですけれども、さらに県のコーディネーターさんとも話をしながら、調整をしながら、総合的に対応させていただくということになってきて、線引きは正直御本人の御意思というところがやっぱり大きいのかなというふうに思います。そういった中で、その方の心情に寄り添い対応させていただくというようにところが私どもの対応の基本的なところかなというふうに思っております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。条文の中にもいろいろ犯罪被害者等が直面している多様な問題とか、非常に範囲を決められないものが大きいし、どういう人たちが対象になるのかというところの範囲も非常に決めにくい。よく話を聞いていろんな情報を得てやっていくということになりますので、その辺の運用については本当にしっかりと誰もが納得できるような運用になるようにしていただきたいなというふうに思います。

あと、先ほど大野委員が聞いたように、市民にも一定の責務が生ずるものだというふうに思っていますけど、役割ですか、この条例の提案に当たっては、市民参加の手続は行われたんでしょうか。行われていたらどんな形でやったか教えてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 今回の条例制定に当たりまして、こちらは市民参加条例には該当しない、役割といった形で責務というところではございませんので、こちらについては該当しないといった形で市民参加のほうは行ってはおりません。

◎委員（木村冬樹君） ということは、これから周知していただくとか、いろんなお問合せも出てくると思いますので、その辺をしっかりと受け止めて、市民にこの条例を制定した意義をやっぱり知らせていくことが大事かなというふうに思います。

先ほど言ったように、例えば事故や事件で何らかの形で市役所に尋ねてきた人が、協働安全課のほうに連絡が行ってという、そういう庁内の体制になってくるのかなというふうに思いますので、その辺をしっかりと運用のほうにやっていただきたいなというふうに思います。

それで、いろんなケースが考えられるもんだから、このケースは、このケースはなんて言っていたら切りがないんですけど、例えば交通事故だとか犯罪についても裁判になるケースがありますよね、訴訟になって。そういうケースの場合というのは、やはり13条の規定の関係で判断が難しくなるところがあるというふうに思いますけど、そういった場合は判決が出た上でのことの判断になってくるのかどうか、こういった点についてもちょっと教えてください。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 御質問にありました第13条の「しないことができる」という規定につきましては、想定されているものについては、過剰防衛であったり、親族間だったり、たとえ被害者側にも過失というか責任があるものについては支援をしないことができるであったり、支援される被害者遺族が加害者であったり、そういった場合が主に想定されるものであります。

ただ、先ほど裁判等長期的なといったところがございました。困り事が発生するのは早い段階でといったところなので、そういった方への支援等についてはなるべく早くとは思いますが、その中で支援金等につきましては、今おっしゃられた裁判等で何かあれば返還を求めるといったことも規定をさせていただくことで対応していくことになるのかなと思います。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） 私からは1点でございます。

本会議でちょっと言われたかどうか私も少し定かではないので、もう一度お聞きするかもしれないですけど、お願いいたします。

第12条のところになります。個人情報適切な管理という部分のところ、犯罪被害者に関わる個人情報を適切に管理しなければならないというふうに上げてありますが、今後個人情報ってすごく大事になってくるので、市のほうとしてはどのように管理をしていくのか教えていただけたらと思います。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 非常にセンシティブな情報になってくるというふうには私どもも認識しておりますので、しっかりとした管理をしてみたいと思います。当然に個人情報の取扱いについての規定等に沿ったしっかりとした対応をしていくという形になりますけれども、この情報については御本人がお認めいただくことによって、逆に提供をいろんな機関にさせていただくことでより支援の幅が広がるということもありますので、御本人の意思をしっかりと確認した上で提供するかしないかとかということについても判断をしていきながら、個人情報の適切な運用管理というところをしていきたいというふうに思います。

◎副委員長（堀江珠恵君） ありがとうございます。

そうすると、御本人さんが提供してもいいというふうであれば、いろんなところに情報を出すということになってくるわけなんですけれども、それでもやっぱり、提供するにしても提供しないにしても適切に本当に管理していただかないといろんなところで、今ってネット、SNSとかですごい情報が出ていってしまうところがありますので、これも管理するのであってもデータで管理していくことになっていくだろうと思いますので、しっかり管理していただけたらと思います。

◎委員（木村冬樹君） すみません、懸念がどんどん出てくるのであれなんですけど、今の個人情報の管理の問題でいうと、例えば支援金の予算執行があった場合は決算に上がってくると思うんですよね。そうすると、議会としてはどういうケースだったのかというふうにやっぱり聞きたくなる、個人情報はもちろん隠してですけど、そういう形での公表はあり得るということなんでしょうか。非常にセンシティブだと思いますけど、どうなんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 当然個人情報は伏せた上で回答させていただくことになると思いますけれども、よく新聞報道にあるようなレベル、そこから名前とか住所とかを抜いたレベルでの御回答ということになろうかと思います。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

私からも質問したいと思いますので、委員長の進行を副委員長に代わりたいと思います。

私も質問をさせていただきたいと思いますが、2条の第1号の犯罪等のところで、これは何となく自分で一読させていただくと、いわゆる殺人、傷害、性犯罪とか、そういうものを念頭に置いてつくられているのかなと思うんですが、その犯罪については、例えば窃盗であるとか詐欺、特殊詐欺とか、名誉毀損とか業務妨害とか様々あると思うんですが、その理念的な部分と、それから例えば7条の相談情報の提供等というレベルと、それから8条の経済的負担の軽減等というのに基づいて、例えば現金給付などをする場合でやっぱり差があると思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） まず給付をする場合としない場合というところの違いというのがあると思います。給付をさせていただく場合については、やはり先ほど水野委員もおっしゃられたように、殺人とか傷害、そういったいわゆる刑罰を科せられるような行為があつて被害を被られた方に対してお支払いをするような給付金になっていきますが、それ以外の被害で、当然その方の日常的な生活が脅かされるでありますとか、心身ともに疲弊されるというようなケースは当然あるというところで、私どもがしっかりと支援をさせていただくということは変わりがないというような形で対応させていただくことになると思います。

◎委員長（水野忠三君） 具体的には要綱等などでお決めになられるのかなと思うところがございますが、1条の犯罪等の中で犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいうというふうになっているんですけれども、犯罪であれば何々罪というか、犯罪が成立している場合は犯罪になると思うんですけれども、これに準ずるということで、例えば心身に有害な影響を及ぼす行為ではないけれども、社会的な信用であるとか名誉であるとか、そういうものを傷つける行為、例えば要するに名誉毀損罪は成立しないけど、民事上の名誉毀損が成立しているような場合など考えられると思うんですけれども、そういった二次被害ではなくて、その行為そのものが例えばそういう犯罪に準ずるものではないか、だけれども心身に有害な影響ではないんじゃないかという場合があると思うんですが、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） ケースによって様々複雑な状況というのはあるだろうというふうに思います。どのような支援をさせていただけるかというところについては個々の施策に委ねるところもございまして、判断に迷う、判断が

非常に難しい、そういったケースにつきましては、県のコーディネーターさんだったり、警察さんだったり、そのほか様々に支援をしていただける団体等もございますので、そういったところとしっかり綿密な連携を取りながら、その方にふさわしい支援をさせていただくというような形での対応を考えているところでございます。

◎委員長（水野忠三君）　続きまして、第2条の第2号で、犯罪被害者等という部分があって、その最後のところで家族または遺族という部分があるかと思えます。それで、この条例の目的とか理念ということ言えば、家族、遺族というのは広く捉えたほうがいいと思えますし、具体的な条文でいうと、7条の相談、情報の提供等も比較的広く捉えたほうがいいと思うんですけども、8条の、先ほども出てきました経済的負担の軽減等で、特に現金給付などを支援として行う場合には、やはり家族、遺族の範囲は限定的に捉えるべきだと思えます。それで、例えば民法上の何か何親等とか、そういう限定をするのかどうかとか、あるいは本会議で聞かせていただいたのは、内縁関係とか、あるいは事実上同棲していて夫婦同様だけれども、実際は届出をしていないとか、それから同性婚、同性婚の場合も岩倉市の場合であればファミリーシップに登録というか、ファミリーシップを利用されている方とそうでない方いろいろあると思うんですが、この家族、遺族の範囲についてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（小林久之君）　支援金の給付に当たりまして、遺族の範囲は個々で定めをさせていただくんですけど、支援金給付に当たりましては、原則優先順位を決めさせていただきまして、同居の子、親、祖父母といったふうに順序は定めさせていただきます。

◎委員長（水野忠三君）　配偶者。

◎協働安全課統括主査（小林久之君）　ごめんなさい、当然配偶者もでございます。配偶者、子、親、祖父母というふうになっていきます。その上で、今もありましたパートナーシップ等についても対象になりますし、事実婚であることが確認できれば、そういった方も対象にはさせていただくことになります。あとは、また同居の別等によって個々に順位というのを定めさせていただきます。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君）　少し付け加えをさせていただきたいと思えますけれども、ここで、要綱等で決めさせていただくのも一定限界がある。現実というのはもっと複雑だったりする可能性というのは十分にあって、判断が非常に難しいケースというのは想定されるわけです。そういった場合については、

本当に県とも、国やなんかでもしっかり話をしながら同一の対応ができるように、判断をばらばらになるようなことがないように、その辺は調整を図りながら支援というのでも進めさせていただければと思います。

◎委員長（水野忠三君） 最後にちょっと1つだけ、これはあまのじゃくな質問だということは自分自身も認識をしているところではございますが、例えばお亡くなりになった場合に、犯罪でお亡くなりになった場合、事故でお亡くなりになった場合、例えば病気やけがでお亡くなりになった場合、いろんな場合があるんですけども、犯罪でお亡くなりになった場合だけをこういうふうに自治体として扱うこと、例えば公平性とかそういうことで考えた場合に、事故などで非常に悲惨なお亡くなり方をされた方もいれば、例えば犯罪だけれども、お亡くならの対応はいろいろあるかと思えます。そういったところで犯罪被害者の方を特に今回こういうふうに取り上げること、ほかの例えばお亡くなりになったケースで、ほかのケース、病気、病死とか、そういうのと比べて、公平性という観点で自治体が行うということについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（小林久之君） 残された遺族の負担というか、おつらいお気持ちは何で御家族を亡くされても一緒だとは思いますが、今回条例制定に当たりましては、あくまで犯罪被害者等基本法に基づき、岩倉市の犯罪被害者遺族に関する部分を決めさせていただくといった形になります。

◎副委員長（堀江珠恵君） よろしいですか。

では、司会を戻します。

委員長を交代いたします。

◎委員長（水野忠三君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長兼消費生活センター長（竹井鉄次君） 本会議の議案質疑の中で、犯罪被害者等に支援をする場合にどういった団体が民間団体としてあるのかというところを委員会でお答えするというような発言をさせていただいたかと思えますので、その辺について少し列挙という形でさせていただきますと、まずは何を差し置いてもというか、公益社団法人被害者サポートセンターあいちさんというのがございます。こちらが本当にメインでございますけれども、それ以外にもNPO法人犯罪被害者当事者ネットワーク緒あしすさんでございますとか、愛知県弁護士会さん、法テラスさんもそうですけれども、そういったところを民間団体として想定をさせていただいているところでございます。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

ただいま御答弁いただいた内容も含めまして、ほかに質疑はございません

か。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第6号「岩倉市犯罪被害者等支援条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第6号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第7号「岩倉市学校給食応援基金条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） ふるさと納税のサイトで、使い道で、特別プロジェクトで学校給食の応援というものがございました。積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすると書いてありますが、ふるさと納税で寄附をしていただいた額と、それでそれよりも足して積み立てるのか、その辺のところの考え方というのはどういうふうになっているのでしょうか。

◎学校教育課長（酒井 寿君） 今回、条例制定させていただいて、基金のほうを創設させてもらいます。同時に、3月の補正予算で基金のほうを1月から12月までいただいた分はそこで積み立てさせていただいて、次年度にそ

の用途について検討した上で、必要であれば次年度の予算のほうに充当していくというような形になります。

ふるさと納税応援寄附金というところでいえば、金額の合計額には入ってくるというようなことだと思うんですけども。

◎委員（大野慎治君） 聞きたいのは、ふるさと納税でそういうプロジェクトがあって、学校給食の応援ということで、それと積み立てる額が、これがまずふるさと納税で寄附していただいた額、そしてこれは本市として特別に積み立てる額というふうに分かるようにするのかしないのかと。逆に言うと、ふるさと納税で給食の応援というふうに出して、金額を明らかにしてもらわないとよく分からないぞと。明らかにするのかしないのかというところをお聞かせください。

◎学校教育課長（酒井 寿君） ふるさと応援寄附金の中で、今回応援寄附金にいただいた額が幾らかというのが明記、分かるような形でということであれば、例えば8年度は当初予算で今年度の実績である1,000万という金額を予算で、基金積立金で上げていますので、その決算でいえば、幾ら寄附されたかというのが分かるようにはなっているところでございますし、応援寄附金全体のそれぞれ寄附額が幾らかというところも別々のところでもお知らせできるかなというふうには思っているところでございますが。

◎委員（大野慎治君） 僕は、選べる使い道の中に学校給食の応援というのが入っているから、その金額が幾らで、これだけ応援して学校給食の応援にふるさと納税として寄附していただいたよという金額と、それよりも積み増しで入れるのか入れないのかというところは、ちょっと違うんですか、財政のほうだね。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） ふるさと納税で給食のプロジェクトに応援寄附金としていただいた金額をそのまま基金として積むということで、上乘せとかということは今のところは考えてはございません。

◎委員（木村冬樹君） 第2条で、市立の小・中学校の学校給食の充実を図るということが目的です。制定理由の中では、児童・生徒にとって思い出に残る魅力ある学校給食を提供するためということではありますが、この学校給食の充実という内容については来年度の予算に上げられています工夫したデザートを出すということとか、そういうメニューに関することだけなのか、それとも例えば今後も物価高騰が続いていくということを考えますと、材料費が上がってくる、けど保護者の負担は増やさない方向で使うのか、こういったことも含めて、ちょっと使い方についてはどの範囲を想定しているのか、考えをお聞かせください。

◎学校教育課長（酒井 寿君） 今現状では、思い出に残る魅力ある給食を提供できるようにというところで充実させていくというところでは、その充実については、今現在子どもたち、それから保護者にもアンケートを取って、どういったものが思い出に残る給食だとか、喜んでもらえる給食なのかというのを今アンケートを取っているところでございます。

そういった児童・生徒、保護者の意見を聞きながら、また栄養教諭とか提供業者とも相談しながら提供する給食のほうは決めていくわけですがけれども、今おっしゃったように、やはり給食の充実というところでいえば、物価高騰とかそういったことの影響も出てくるとは思うんですけれども、そういったことは今現在は上乗せでの運用を考えていますけれども、そういったことも考えられますので、物価等の可能性もあるというところでございます。

◎副委員長（堀江珠恵君） 先ほど木村委員の関連した質問でございますが、充実を図るという部分で、今回、今年は思い出に残る魅力あるというふうな考え方で基金のほうを使っていくかと思いますが、今後こういった決定していくことって毎年いろいろ会議なり何なりで決めて決めていくのか、ここ数年はもうこのままでいくのか、その辺あたりはどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

◎学校教育課長（酒井 寿君） 今現在はアンケートを取って保護者や生徒の方から声を聞いているところでございますけれども、令和8年度については、現状では、今現在子どもたちから大変人気のある、そして楽しみにされているセレクト給食について上乗せしてデザートとかメニューを考えていくというところになります。それ以降につきましては、そういったアンケートの結果等を踏まえて、毎年度検討していきたいというふうに考えているところでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第7号「岩倉市学校給食応援基金条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第7号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第8号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」を議案といたします。

◎副委員長（堀江珠恵君） この議案については、総務・産業建設常任委員会が所管する内容も含んでいることから、議案第8号については総務・産業建設常任委員会との連合審査で審査してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（水野忠三君） ただいま堀江委員より、この議案について、総務・産業建設常任委員会が所管する内容も含んでいることから、議案第8号については総務・産業建設常任委員会との連合審査会で審査してはどうかとの御提案がございました。

この提案について、他の委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。御意見はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） お諮りいたします。

議案第8号について、連合審査会の開催を総務・産業建設常任委員会へ申し入れることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、連合審査会を開催する日時等については、総務・産業建設常任委員会と協議する必要があるとございますので、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで連合審査会の開催を調整する間、休憩したいと思いますが、御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認めます。

よって、休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務・産業建設常任委員会との連合審査会について報告いたします。

連合審査会を開催する申入れに対し、総務・産業建設常任委員会委員長からこれに応ずる旨の回答がございました。

また、連合審査会を開催する日時等については、総務・産業建設常任委員会委員長とただいま協議を行った結果、本日11時から第2・第3委員会室において開催することに決定いたしました。

お諮りいたします。

連合審査会を開催する間、休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認めます。

よって、11時まで休憩いたします。

（厚生・文教常任委員会、総務・産業建設常任委員会連合審査会開催のため休憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第8号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」の議案審査を再開いたします。

なお、質疑につきましては、さきの連合審査会で終結をしております。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第8号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」、反対の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正は、受益者負担の適正化という名目で、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、11条立てで公の施設等の使用料の額等を今年10月1日から改めるものであります。

公の施設は、地方自治法第244条の規定により、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定められています。一般的には、住民の安全・安心、快適という生活基盤を支え、生活の質や福祉を向上させることを目的とする施設で、誰でも安価に利用できること、地域コミュニティーの核としてまちづくりに貢献することがその存在の大きな意義とされています。誰でも安価に利用できることが重要であります。

一方、市の使用料・手数料等の見直しに関する基本方針では、公の施設の目的や意義には触れず、機械的に使用料原価を算定し、多世代交流センターさくらの家のみ受益者負担率が50%ですが、その他の施設は原則として全額受益者負担とし、特別な場合を除き、改定額の上限は現行額の1.5倍として、原則5年ごとに料金を見直していくものとなっています。利用者の利用のしやすさ、経済的負担の軽減の観点から改正したとしていますが、果たしてそうになっていますでしょうか。

第4条の総合体育文化センターの卓球室、多目的ホール、ふれあい会館、第8条の放課後児童クラブ施設、第11条の防災コミュニティセンターは、現行より使用料が下がります。また、第1条の市民プラザ、第3条の生涯学習センター、第6条のふれあいセンター、第7条の地域交流センター、第9条の児童館など、現行と同じ時間で使用する場合は負担が上がりますが、使用する時間区分を短くすることによって使用料が減額になるケースも多くあり、その点では反対するものではありません。ただ、地域交流センターポプラの家の午後5時半から9時半までの使用ができなくなるという点では、利用していた団体は少ないものの少し課題を残すのではないのでしょうか。

前述のように、公の施設は住民の福祉を増進することを目的とする施設であり、誰でも安価に利用できることが求められており、地域コミュニティーの核としてまちづくりに貢献することが重要な存在意義となっています。使用料・手数料等の見直しに関する基本方針は、このような公の施設の目的や意義とは相入れないもので、見直しの内容はできるだけ市民負担増にならないように工夫はされていますが、施設の利用者を受益者として、受益者負担の適正化という名目で大きな負担増となるケースも含んでいます。

総合体育文化センターの卓球室を除く総合体育館の使用料はほぼ1.5倍に上がります。この施設の利用者は多く、物価高騰が今後も続くと見込まれる状況の下で、使用料の負担増がそれに追い打ちをかけるものとなります。また、細かいことではありますが、地域交流センターみどりの家、ふれあい交流ホールの午前中の使用料が1時間当たりの使用料で見ると、現行の1.5倍を僅かに超える改定となっており、基本方針に反するものではないかと考えま

す。さらに、使用する時間区分については2時間とするものが多いのですが、1.5時間となっている施設もあり、果たしてそれが利用実態に合っているのかという点であります。第3条の生涯学習センターの午前、第6条のふれあいセンターの午前のことではありますが、きちんとした利用実態の把握が必要ではないかと考えます。

以上の理由により、議案第8号については反対とさせていただきます。

◎委員長（水野忠三君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 議案第8号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」、賛成の立場から討論を行います。

本案は、公の施設等の使用料を適正な水準に見直すものであります。反対の立場からは、公共料金の値上げや改定は市民の安心・安全、地域コミュニティーの活性化に反するのではないかと、利用者の利用しやすさに反するのではないかと、誰でも安価でなくなり市民負担を増やすものではないかと、工夫はされているけれども認められないといったような趣旨の意見が出されました。

私は、公の施設管理には物価高騰の折に修繕費等コストが上がることは分かっていると思いますから、また施設を利用していない多くの市民もおります。受益者負担の原則からいたしますと、市民間の公平性の観点でなかなか難しいこともあると思います。施設を頻繁に利用される方と一度も利用されていない方もいらっしゃいます。この不公平感を見過ごすことはできません。物価高騰やエネルギー価格の上昇という社会情勢を鑑みれば、利用される方に相応のコストを負担していただくことは、持続可能な行政サービスを維持する上で当然の選択であると思います。納税者全体の納得感を得るために必要な措置であります。

以上のとおり、本改正案は、受益者と非受益者の公平を図る、かつ地域経済との調和を目指す極めて妥当な判断と確信して、賛成の討論といたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第8号「岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第8号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

会議の途中ではございますが、ここで休憩を入れたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 異議なしと認めます。

それでは、休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） それでは定刻になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第11号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の質疑の中で、国民健康保険加入世帯のうち、多い世帯のモデルケースとして、前期高齢者の単身世帯ということで、どのくらい上がるかということで年間2,800円くらい上がるということがありました。均等割が上がるものですから、例えば前期高齢者の夫婦世帯であれば5,000円台の引上げになるのかな。少数だとは思いますが、一定所得がある世帯は、例えば課税所得が500万円ということであれば0.9%上がるものですから、その分を掛けて、それプラス均等割の人数で計算するというやり方でいくと、やっぱり数万円上がるという世帯もあるというふうに思います。

その辺の実態は、高齢者の単身世帯が7割と言いましたかね、本会議では。前期高齢者の夫婦世帯だとか、そういった一定の所得のある世帯というのがどのくらい分布しているのかというのは、少し分かりやすく説明していただければありがたいんですが、どうでしょうか。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） 国民健康保険の被保険者の年齢階層別の被保険者数でお答えさせていただきたいと思います。

70歳以上の被保険者は全体の約25%、60歳以上では全体の約50%を占めています。反対に、20歳未満の方ですと10%弱といった状況でございます。

また、世帯の状況なんですけれども、一人世帯が約70%、二人世帯が約20%で、二人世帯までが全体の約90%を占めているといった状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

いわゆるやはり65歳から74歳までというところの単身者が多いということが今の説明で分かるわけですが、一定二世帯が20%ということでありますから、そういう世帯も一定あるということであります。

所得のある世帯は、先ほど私が説明したような、例えば500万円ぐらいの課税所得があると所得割が0.9%上がりますので、例えば4万5,000円で均等割が6,800円上がりますので、こういった方々は法定軽減がかかりませんので、そのままかかってくるということで、やはり数万円の年間の負担が増えるという世帯はあるという認識でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（櫻井祥人君） 世帯の収入なんですからけれども、世帯収入300万円の場合でしたら御説明ができますので、ここで発表させていただきます。

40歳の夫婦、小学生お一人の3人世帯の場合で計算いたしますと、この場合2割軽減に該当するんですが、年間で約3万円の負担増となります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。それぐらいの世帯でも300万ということですから1%所得の分が増えるという形になります。

国民健康保険というのは、繰り返しお話ししていきますけど、所得が低い世帯が比較的多くて、それから所得に占める保険税の割合が他の保険に比べて非常に高いという特徴があるということでもありますので、本当に担当課の職員も県から示される納付金、それから標準保険税率を見て検討しなきゃいけないという点では、加入世帯の負担をなるべく増やさない方向でということはあるながら税率改正を行っているというふうに思いますが、やはり国庫負担を増やしてもらうということしかないのかなというふうに思っているところでもあります。

議会としても、昨年12月議会で、毎年ですけど、国に対しては意見書を出しているということで、そういった点での担当課の、市長も含めて県や国に対する働きかけというのはどのような状況なんでしょうか。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） 国民健康保険税が高いというお答えにつきましては、本当に私どもも真摯に受け止めております。

まず市民の皆様に対してなんですからけれども、所得状況に応じました法定軽減措置ですとか、あと失業等に伴う減免制度の対象となる可能性がないかしっかりと確認をさせていただいております。未申告の場合には軽減が適用されないこともございますので、そういった適正な申告もお願いしているところです。納付の困難な方につきましても、早期の御相談をいただくように個々に応じた状況で対応を行わせていただいております。

本市としましても、医療費適正化の取組は併せて進めるとともに、国や県

に對しましては、これまでと同様に財政支援の充実を求めながら、制度の持続可能性と負担の公平性の両立に努めてまいりながら意見は述べさせていただきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君）　今回新たに新設される子ども・子育て支援納付金についてお聞きしますが、システムを導入するときも少し議論をしました。いわゆる医療保険と言われるものに、保険制度とは関係ない給付のために上乗せして徴収するというやり方ですね。これで大体1兆円を生み出していくというのが国の試算だと思いますけど、そういういわゆる保険制度から逸脱した制度ではないかと私は考えるわけです。

また、このことが前例としていきますと、いろんなことができてしまうし、子育て支援に必要な総額が上がれば自動的に健康保険に上乗せ分が増えてくるというような、そういう懸念が非常にある制度だと思います。そういった点については、何か地方から国に対して意見を上げているというような状況はあるのかどうか、つかめている範囲で教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君）　繰り返しの答弁にはなってしまうんですけども、子ども・子育て支援納付金につきましては、今年度令和8年度から新設されたものです。こちらは、児童手当の拡充など子どもに関わる事業の実施に充てられるもので、確かに保険給付に充てられるというものではございません。ただ、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みとして加入する医療保険制度を通じて拠出するというところで、国のほうからは令和8年度から令和10年度にかけて段階的に徴収するということが示されている。それに基づいて、令和8年度については岩倉市の税率を決めさせていただいております。令和9年度、10年度につきましても、段階的な増額は示されているところですが、それに合わせて岩倉市の税率が必ずしも上がっていくという状況では、今はそういう状況ではございません。

◎委員（木村冬樹君）　1月27日に行われた国保運営協議会の資料を見せてもらったということで、本会議でも質疑しましたけど、その資料を見ますと、子ども分の月額というのが、国が示している試算では1人当たり250円、1世帯当たり350円、これに対して本市の改正の中では1人当たり299円、1世帯当たり437円と少し国が示している試算よりも多くなっているように思いますが、これはどういうものが影響してこういう額になっているんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（櫻井祥人君）　試算に当たりまして、運営協議会の際は、課税する金額に軽減額を加味しておりませんでした。そのため、国の基準より高くなったものと考えております。実際に軽減額を加味した計算を

試算したところ、1人当たり月額240円、1世帯当たり月額352円となりました。国の試算とほぼ同額となりました。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ありがとうございます。

あと、税率改正することに伴い、国民健康保険税の均等割額及び平等割額の減額する額を改めるということが第28条のところで行われるということで、説明資料の中でも、その額の引上げというか、減額する額が増えるということですから負担が減るということではあります。税率改正に伴う上がった分で自動的に減額が増えるということ以上に、減額がされているというわけではないという理解でいいのでしょうか。もしかしたら、それ以上に減額をプラスアルファしているのかどうか、こういった点について少し教えてください。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） 今回の改正は少しいろいろ複雑でございます。子ども・子育て支援納付金の創設、それから税率の見直し、それから軽減措置の拡大と限度額の改正を行っております。加えて、国民健康保険税とは別のところで税制改正が行われておりまして、給与所得控除の最低保障額も引上げがされておりましたり、基礎控除の見直しもされているので、一概にこの負担の増減というのが一律でないというところで少し具体的にお示しにくいというような改正になっています。なので、所得内容ですとか世帯構成などによって、幾らの収入なら必ず増えるとか減額になると単純に申し上げられる状況ではございません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

いつもですと、税率改正の議案は年度内に翌年度の分を決めて、6月議会ぐらいで負担上限額、賦課限度額だとか低所得者に対する軽減措置の拡大だとかが行われるということで、それが一緒にやられるということで、非常に多くの改定が行われるということでもあります。

もう一つ聞きたいのは、18歳に達する日以後、最初の3月31日以前である被保険者ということで、いわゆる18歳年度末までの子どもについては均等割額を全額軽減するということが令和8年度から行われるということで、この軽減した分を国が国庫で見ってくれるのかなと思ったら、そうではなくて、18歳以上の被保険者で案分して課税されるという形ですので、これについては保険の中で全部やるということで、国庫がプラスアルファされることはないという認識でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） 18歳以上の均等割につきましては、軽減措置の7割、5割、2割の軽減の対象になる分については、これまでと同様に基盤安定措置で財源が確保されます。

◎委員（木村冬樹君） あと少しですけど、賦課限度額の引上げで、先ほどの国保運営協議会の資料を見ますと、一定載っているものですから分かるところであります。今回のことで影響を受ける世帯が7世帯ということで、それだけの人たちはちょっとぐんと上がるというような形になってくるというふうに思いますが、そういう状況が分かるわけですけど、この影響が及ぶ世帯の所得という点で言えば、これも先ほどの資料の中に入っていますので、866万円、医療分でいえばというような形で出ているものだから大体分かるんですけど、これは収入という点でいうとどのぐらいになるのでしょうか。1,100万ぐらいになるのかな。ちょっとその辺を少し分かれば教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（櫻井祥人君） 今回の改正により、医療給付費分につきましては、賦課限度額を超過する世帯収入で申し上げますと、40歳以上で構成するお一人世帯の場合では、給与収入で計算しますとおおむね1,075万円を超える世帯が該当します。改正前と比較して、約13万5,000円増えた数値となっております。新設する子ども・子育て支援分につきましては、給与収入がおおむね1,178万円を超える世帯が該当いたします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

比較的所得の高いところが影響するというところで、その分で法定軽減の世帯が増えるということも含めますと、保険制度として応能負担といえますか、そういうところが少し強化されるということではないのかなというふうに思っているところです。

最後に、先ほど少し説明がありましたけど、低所得者に対する軽減措置の対象が拡大する中で、入ってくる保険税が減るという関係での補填も、今回も先ほど説明があったように国からされるという確認でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（佐野亜矢君） 軽減分につきましては、制度自体はこれまで同様となっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第11号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の立場で討論を行います。

今回の条例の一部改正は、県から来年度の納付金と標準保険料率が示されたこと、そして来年度から子ども・子育て支援納付金の新設されることに伴い、国民健康保険税の税率と税額を改定するとともに、国の法令改正に合わせて保険税の賦課限度額を子ども・子育て納付金分の新設も含めて見直して、さらには併せて低所得者に対する保険税の法定軽減の措置の対象を拡大するという改正となっています。

これまでは、保険税の税率改正と賦課限度額の見直し及び法定軽減の対象拡大は、別の議会で別の議案として提案されてきたところではありますが、今回は同時に改定するということで、賦課限度額の見直し及び法定軽減の対象拡大には反対するものではなく、むしろ賦課限度額の撤廃あるいは法定軽減のさらなる対象拡大を求めるという立場であります。

議案質疑の中で、被保険者の7割を占める前期高齢者の単身世帯では、税法上の変更、税法上今年変わりますので、その変更の影響がないものとみなして年間約2,800円の負担増になるということが答弁ありました。そのほか、前期高齢者の夫婦世帯では、私の推計では年間約5,200円の負担増、年間所得500万円の夫婦世帯では年間約5万8,600円の負担増となるというふうに推測しています。物価高騰が今後も続くと見込まれる状況の下で、国民健康保険税の負担増が加入世帯に追い打ちをかけるものになることを危惧しています。

また、来年度から保険税に上乘せされる子ども・子育て支援納付金は、税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませて徴収するという極めて異例で筋違いの制度ではないかと私は考えます。

少子化対策の加速化プランの財源として総額3.6兆円必要なんですが、そのうち1兆円をこの納付金で賄うとされていますけど、子育て支援を本気で強化するのなら国庫負担で対応すべきであります。そもそも子育て支援は社会保険の対象ではなく、医療保険料や保険税を少子化対策に流用すること自体が、疾病や老齢などによる健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱していると私は考えます。この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料、保険税が利用される危険がありますし、目的外負担が際限なく広がりかねないのではないのでしょうか。

さらには、来年度から18歳年度末までの子どもの均等割が全額軽減になり

ますが、軽減した分については、子どもがいる世帯も含めて18歳以上の被保険者が案分して負担するという内容であります。これについても、やはり全額国庫負担で対応すべきではないかと考えます。

国民健康保険には、所得が低い世帯が多い、そして所得に占める保険税の割合が他の保険より比べて非常に高いという構造的な問題を抱えています。この構造的な問題を解決するには、やはり国による負担を増やしていくことがどうしても必要ではないかと思えます。共に声を上げていきたいというふうに思っています。しかしながら、今回の改定についてはいろいろ工夫されているというふうには思いますが、負担増になる世帯が多いということで、この議案第11号については反対とさせていただきます。

◎委員長（水野忠三君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第11号、岩倉市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、愛知県から示された令和8年度の標準保険料率を踏まえ、本市の国民健康保険税の税率等を見直すとともに、新たに創設される子ども・子育て支援納付金分を位置づけるなど、制度改革に適切に対応するためのものです。国民健康保険制度は、高齢化の進展や医療費の増加により、制度の持続可能性を確保していくことが大きな課題となっております。そのような中で、県が示す標準保険料率を踏まえながら税率を見直すことは、制度の安定的な運営と被保険者間の公平性を確保する上で必要な対応であると考えます。

また、子どもに係る均等割額の全額軽減など、子育て世帯への配慮や低所得世帯への軽減措置の拡充も図られており、様々な負担配慮がなされている点も評価すべきものと考えます。

以上の理由から、議案第11号に賛同し、賛成討論といたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第11号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（水野忠三君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第11号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第13号「岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回、高齢者保健福祉計画等推進委員会の所掌事項として認知症施策推進計画の策定に関するということを追加するという中身であります。それで、予算の積算内訳を見ますと、委員会の開催回数が普通は年間予算的には3回ですかね、これが7回組まれているということで検討の委員会を増やしているということでもありますけど、新しい計画をつくっていくということで、10期の計画とこの認知症の計画というのを同時に検討していくのか、それとも期間を分けて認知症の計画だけはこの形で行っていくという、検討するスケジュールというのはいくつかもう決まっているんでしょうか。それについてちょっと教えていただきたい。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

今回、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画と一体的に認知症推進計画をつくるということで、今までも認知症施策については、高齢福祉サービスの一環として、ある程度認知症施策についても計画に盛り込んでいたところがございます。今回は、国の推進計画、基本計画や、県の認知症施策推進計画と整合性を図りながらつくっていくということで、スケジュールは7回のうち、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画と並行して同時に進めていくというふうに考えておきまして、この回だけ認知症施策推進計画を審議するかそういうのではなくて、一体的に計画を、策定を考えてスケジュールを考えているところがございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。そのとおりそのほうが、ずうっと整合性を取っていくというのは大事だと思います。

それで、最終的には出来上がってきた計画書というのは2つという形で、10期の計画と認知症の計画という形のものになっていくのか、その中に含まれていくものというふうな形で最終的に計画がつくられるのか、そこもちょっと教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）
一体的に策定するというので、1冊の本の中に認知症施策推進計画も入っているというようなことをイメージして考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第13号「岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、議案第14号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この条例では、介護保険の第1号被保険者の保険料段階の判定に用いる所得基準について、これまでの段階にとどめた形で保険料を決めていくということだと思いますが、1年間だけね。分かったら教えてほしいんですけど、この介護保険法施行令の一部を改正する政令というも

ので、2号被保険者はどのような取扱いになっているのでしょうか。これは影響が及ばないという形になって、所得によって決まっちゃうもんですから、そういう形で2号被保険者については取り扱われるのかどうか、この辺について分かりましたら教えてください。

◎長寿介護課統括主査（石井陽平君） 今回の改正につきまして、2号被保険者については特に定めがございません。ですので、2号被保険者につきましては医療保険と同じように計算されて納めていただくものと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

だから、要するにこの1号被保険者に関しては、9期までは同じ所得段階で考えるということで、10期目から所得段階が税制上のところで変化があるということだというふうに思いますが、どれくらいの対象がいるのかというのはなかなか出せないですかね、分からないかな。それと、どれくらいの影響が及ぶものなのかというところが分かりましたら、10期の介護保険料の算定に影響が出るというふうに思いますので、その辺がもし分かっていたら教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

今回の介護保険の条例改正をせずに令和7年度税制改正の影響を遮断しない場合の影響については、世帯の所得状況とか障害の有無なども関係してきますので、影響を見積もるのは非常に難しいんですが、仮に全ての世帯が単身世帯で障害等がないというふうに仮定すると、150人程度で350万円ほど介護保険料の収入が減少するというような影響があるのではないかなと。ただ、これは仮定した場合なので、いろいろな世帯状況がございますので、一概には言えないということでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第14号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第14号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、議案第15号「岩倉市印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（堀江珠恵君） すみません、1点お願いいたします。

こちらの条例のほうの新旧対照表に書かれてある登録申請者本人「であることを証明する書類で市長が適当と認めるもの」というふうに今回変更になるんですが、前は「健康保険の被保険者証等」というふうになっておりました。今回この証明する書類というのは、具体的にどういったものを想定されているのかというものを少し教えてください。

◎市民窓口課主幹（寺澤 顕君） 本議案の改正規定であります第4条の第3項の本人確認書類につきましては、いわゆる本人確認書類全般ではなくて、顔写真のない確認書類が該当してきます。すなわち、介護保険の被保険者証であるとか、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の資格確認書、また国民年金、厚生年金等の年金証書が該当してきます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 市長が適当と認めるものの中に、今言ったような介護保険の受給者証だとか、健康保険の資格確認書、年金の関係の証書などが入ることだと思います。顔写真がないものは複数それを確認するという手続が取られているのではないかと思います。そういう認識でよろしいでしょうか。ちょっとその辺を教えてください。

◎市民窓口課主幹（寺澤 顕君） 市では、一般的に顔写真のついた本人確認書類であれば1点、顔写真のないものについては2点というのが一般的ではございますが、今回の印鑑条例のこの第4条第3項の規定に基づく手続と

いうのは、顔写真がないので本人確認書類ができなかった方に対して市のほうから一旦照会書を送りまして、印鑑登録の申請というのは厳格に申請をしていただく必要がございますので、照会書によって本人様が本当に印鑑登録をする意思があるのかといったものをまずは文書で回答いただきます。それに併せて確認書類を添付していただきますので、この際の顔写真のない確認書類につきましては1点で大丈夫です。ただし、本人確認書類ですので、お名前、住所、生年月日、性別もあつたりしますけれども、場合によっては診察券といったそのうちの一部しか情報がないもの、こういったものに関しては、条例の施行規則のほうで2点必要であるというふうにうたっております。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
委員間討議を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第15号「岩倉市印鑑条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第15号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。
暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
続きまして、議案第16号「岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 改正内容のところ、犬、猫等の死体に1件につき2,250円ということで、火葬場のほうに持っていくと1,500円ということで、1,000円から1,500円になるということで、あと清掃事務所に持っていけば2,250円、750円プラスということで、この犬、猫等の死体ということで大きさとかは関係なかったですかね。昔に何か自分が持っていったとき、大きい犬は高かったような気がしたんですけども、お願いします。

◎環境政策課長（秋田伸裕君） 尾張北部聖苑のほうでは、ペットの受入れの大きさについて、高さが50センチ、それから幅が80センチ、それから奥行きが65センチ、これを超えるものは受入れができないというふうになっています。

◎委員（谷平敬子君） あと、大体どれぐらいの割合で清掃事務所のほうに、毎月というか1年間でもいいんですけど、どれぐらい持ってくる、亡くなった動物が来るんでしょうかね。

◎環境政策課清掃事務所長（浅野弘靖君） 市民の方が持ち込む実績ということですので、過去3年間のものを申し上げます。

令和4年度が17件、令和5年度が17件、令和6年度が10件、まだ途中ですけど、令和7年度2月末時点で7件となっております。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（井上真砂美君） ちょっと基本的なことでお尋ねします。

岩倉市廃棄物減量の新旧対照表の中で、旧のほうでは「犬又は猫」の死体、犬と猫に限定されているわけですがけれども、新しいほうでは「犬、猫等」と書いてあるので、岩倉市の中ではほかにも持っていかなきゃいけないようなものがあるという確認、鳥なんではいんでしょうかね、教えてください。

◎環境政策課長（秋田伸裕君） 今回の改正につきましては、ペットのやっぱり事情といいますか、飼っている事情はいろいろと多様化していると思います。犬、猫だけではなくて、ほかにもいろいろペットとして飼われる方がいると思いますので、尾張北部聖苑のほうで受入れが可能な大きさ、犬や猫と同じぐらいの大きさのものであれば受入れをするということです。

◎副委員長（堀江珠恵君） 私のほうは1点お伺いいたします。

今回のこの犬、猫等の死体の1件につき750円の値上げになっております。多分1.5倍ぐらいの値段だなというふうに思いますが、これの根拠のほうを教えてくださいましたらと思います。

◎環境政策課長（秋田伸裕君） 今回、ほかのいろいろな条例でも変更はあ

ったと思うんですけど、全庁的にやった使用料・手数料の見直しに関する基本方針、これに基づいて計算をしています。例えば犬、猫の運搬であれば向こう、聖苑のほうで火葬にかかる料金1,500円と、あと実際には運搬する職員の人件費だとか、それに関する事務の人件費、それから車両の例えばガソリン代、そういったものも経費としてかかっておりますんで、そういったところを積み上げて単価を出して料金のほうを設定しておりますけど、今回の場合は1.5倍を超える金額となったために1.5倍の料金とさせていただいています。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、関連でお願いします。

今回の改正で「犬、猫等」になるんですけども、今現状は犬、猫じゃないですか。ということは、今現状、犬、猫しか清掃事務所で受け付けない。それ以外のものは尾張北部聖苑のほうに直接持って行っていただいているという現状の状況でよろしいでしょうか、確認です。

◎環境政策課清掃事務所長（浅野弘靖君） 委員おっしゃるとおり、犬、猫のみを受け付けているという状況です。

◎委員長（水野忠三君） ほかにございませんか。

◎委員（井上真砂美君） 関連なんですけれども、大きさの基準があったので、それより大きいようなペットだとどのように対応したらよろしいでしょうか。

◎環境政策課長（秋田伸裕君） 大きいものと、尾張北部聖苑でも恐らくそれは受入れ不可能だということになると思いますんで、御自分でいろんな民間だとか、あとペットなんかもちちゃんと葬儀をしている、そういうことをしっかりやられる方もいると思いますので、そういった形で対応しているんじゃないかなというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 粗大ごみのほうをお聞かせください。

粗大ごみ、僕が住んでるマンションも月1つか2つ毎回出されているんですけど、年間でどれぐらい粗大ごみがあるのか、大体の総数は分かりますか。おおよその総数でもいいですよ、おおよそで。

◎委員長（水野忠三君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎環境政策課清掃事務所長（浅野弘靖君） 令和6年度ですけれども、2,070件で、個数としては3,448個となっております。

◎委員（木村冬樹君） 粗大ごみは紙を貼付して出しているというところだというふうに思いますが、そうではない粗大ごみの不法投棄も少し見受けら

れるところがあります。ちょっと具体的に言うとあれかもしれませんが、岩倉団地だと分別収集をやるところの場所に1つ電化製品が出されると2つ、3つとどんどん増えていくというようなことで、それを処分するのは岩倉団地では共益費で処分しているという、そういうほかの行政区とは違うやり方をしているところでありますが、粗大ごみの不法投棄という点では、現状をどのように把握しているのでしょうか。

◎環境政策課清掃事務所長（浅野弘靖君） 不法投棄につきましては、軽微なものは数えてはおらないんですけれども、今年2月24日時点としては114件の不法投棄がありました。そのうちの粗大ごみを含むものとしては30件ございましたので、大体そのぐらいあるということでございます。

◎委員長（水野忠三君） 委員長から1つだけ伺いをしたいと思います。

ちょっと犬、猫等の死体の件に戻らせていただきますけれども、どこかでちょっと……。

〔発言する者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 今回は交代せずにさせていただきます、1問だけなので。

それで、犬、猫等の死体についてですけれども、ペットなどでいわゆる愛玩動物、ペットとして飼っているものについては受益者負担の適正化ということで、先ほどお答えなどもあったことでいいと思うんですけれども、例えば公道上に放置されている場合、あるいは公道ではないところに放置されている場合において、いわゆる見るに忍びないということで持ち込まれた方から、要するに縁もゆかりもない犬、猫等の場合に、見るに忍びなくて持ち込んだというような場合に、これは受益者負担の適正化と言えるのかということところがちょっと引かかるところでございます、その点についてはどのように理解をされているか、伺いをしたいと思います。

◎環境政策課長（秋田伸裕君） 道路等の公共的な場所に亡くなっているものについては、市のほうで回収させていただいて、これは聖苑のほうに持って行って対応をしています。ただ、民地内で亡くなっているものについては、そこはやはり所有者さんの責任で対応していただくということでお願いをしております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第16号「岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論を行います。

この条例の一部改正についても、受益者負担の適正化という名目で、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、一般廃棄物処理手数料と一般廃棄物処理事業の許可の変更または更新に係る申請手数料を1.5倍に引き上げるものであります。

市民負担増という点では、少し並べて言うことに違和感がありますけど、犬、猫等の死体と粗大ごみの処理の手数料が上がります。僅かという感覚を持つ方もお見えになると思いますけど、物価高騰が今後も続くと見込まれる下で手数料の負担増がそれに追い打ちをかけるものになってこないでしょうか。

また、市内でも粗大ごみの不法投棄が一定見受けられる中で、不法投棄が増えることにつながらないようにしなければならないというふうに思いますので、そういった懸念も残されます。

以上の点から、議案第16号については反対とさせていただきます。

◎委員長（水野忠三君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第16号、岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正につきまして、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、一般廃棄物手数料について見直しを行うものでありまして、犬、猫等の死体処理手数料を現行の「1,500円」から「2,250円」に、粗大ごみ処理手数料を「1,000円」から「1,500円」に改めるなどの内容であります。

近年、廃棄物処理を取り巻く環境は、物価や人件費の上昇などにより大きく変化しており、安定的で持続可能なごみ処理体制を維持していくためには、実態に即した適正な受益者負担の見直しが必要であると考えます。また、本条例の趣旨である廃棄物の減量及び適正処理を推進していく観点からも、一定の負担の見直しを行うことは、市民の皆様の御理解を得ながらごみの減量意識の向上にもつながると考えます。

以上の理由から、議案第16号に賛同し、賛成討論といたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第16号「岩倉市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第16号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。